

1. はじめに

- 市民文化センターの本館は、昭和37年11月に建築され、**建設後、すでに60年が経過し、建物や設備の老朽化が著しく進んでいます。**
- 本基本構想は、このような状況を踏まえ、**新たな市民文化センターの整備にあたってのコンセプトや基本的な方向性について定めるもの**です。
- 今後、基本構想を踏まえ、基本計画の策定等を行い、**新市民文化センターの整備を推進していきます。**



2. 上位・関連計画

【劇場法について】

- 平成24年に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（劇場法）」が施行されました。
- 劇場法において、公共ホールには、単に演劇や音楽等を鑑賞する機能だけでなく、**「地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能」**が求められています。また、**「実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある」**ことも示されています。

【市民文化センター整備に関する上位・関連計画】

- 上位・関連計画における市民文化センターに関する主な記載は、以下のとおりです。



上位・関連計画における市民文化センターに関する主な記載概要

第六次新居浜市 長期総合計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民が様々な文化活動を行えるよう、環境整備、機会の拡充に努めます ● 老朽化した市民文化センターに代わる新たな施設整備に着手します
新居浜市 公共施設再編計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 老朽化による市民文化センターの更新計画について検討します
新居浜市 文化芸術振興計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 大ホールは、建物や設備の老朽化が進んでいるため、毎年の補修工事が余儀なくされています ● 駐車場スペースが著しく不足しているなど、公共ホールとしての機能が不十分であることから、利用者の要望に応えきれない現状があります ● （耐用年数が）残り10年を切っており、施設の今後のあり方について早急な方針決定が求められています

【市民文化センター周辺地域の位置付け】

- 市民文化センターの周辺地域は、「新居浜市都市計画マスタープラン」、「新居浜市立地適正化計画」において、**新居浜市の都市計画上の拠点として位置付けられています。**

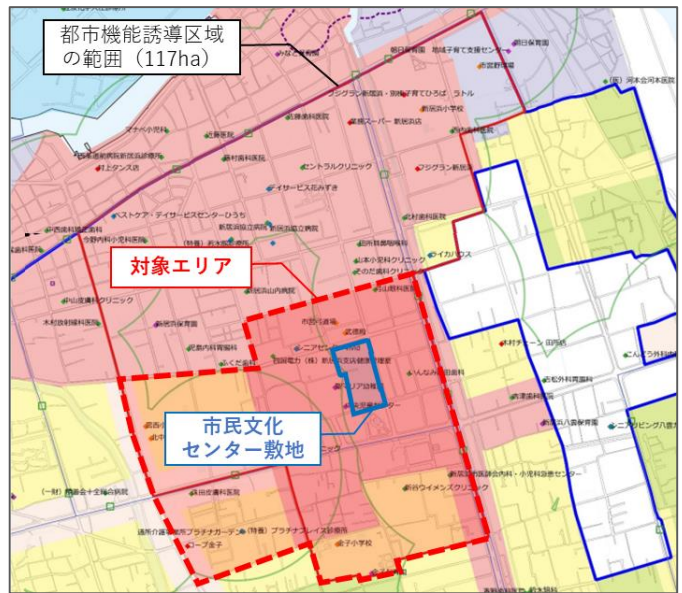
市民文化センター周辺地域の位置付け

新居浜市都市計画 マスタープラン	都市拠点 ：まち全体の都市機能の充実や広域的な集客強化に資する拠点地区として、今後も商業・業務・文化等の都市機能の充実・強化を図る
新居浜市 立地適正化計画	都市機能誘導区域 ：「一宮・繁本町・昭和通り周辺地区」に指定されており、都市機能誘導施設として、文化ホールも位置づけられている

3. 周辺地域のエリアコンセプト

【対象エリアの設定】

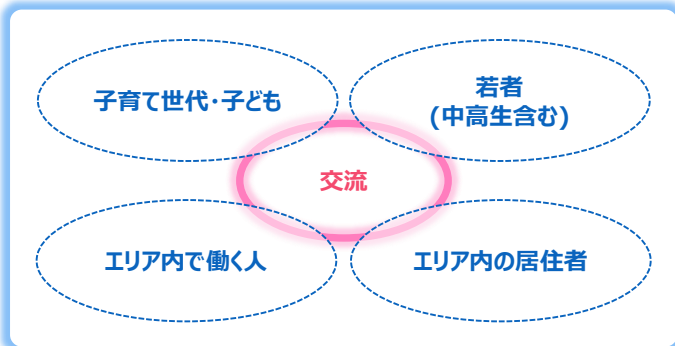
- 市民文化センターの整備にあたっては、**施設単体の視点だけではなく、より広域的なまちづくりの視点が不可欠**です。このような観点から、市民文化センター周辺エリアに関するエリアコンセプトを策定することとしました。
- エリアコンセプトの対象とするエリアは、右図の通りです。



【メインターゲットの設定と重視すべきポイント】

- エリアコンセプトの策定にあたり、エリア内におけるまちづくりを検討する際に**重視すべきターゲット、ターゲット毎に重視すべきポイント**について、以下の通り検討を行いました。

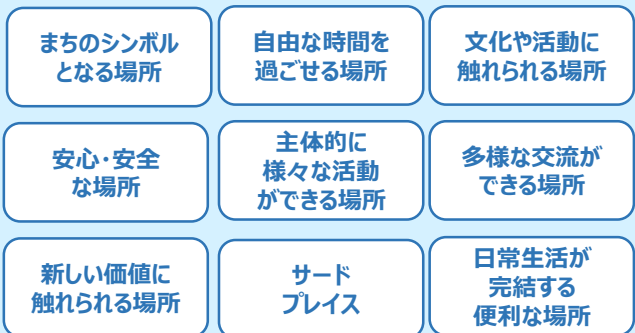
ターゲットとなる層



ターゲット	重視すべきポイント
子育て世代・子ども	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが安心・安全に遊べる、様々な文化や活動に触れられる機会がある ● 子育て世代間や地域との交流が図やすい（孤立しない）、日常的に憩える場所がたくさんある
若者 (中高生含む)	<ul style="list-style-type: none"> ● 勉強や課外活動など、様々な活動を主体的に行える場所がある ● 学校、家庭以外での居場所（サードプレイス）がある ● 様々な交流ができる場、新しい価値に触れられる場所がある ● 地域のシンボルとなる、自慢できる場所がある
エリア内で働く人	<ul style="list-style-type: none"> ● 休憩時間や行き／帰りに立ち寄りたくなる魅力的な場所がある ● 働くだけではなく、エリア内で様々な時間を過ごせる機会がある（食べる、読書・勉強をする、文化・スポーツ等の活動をする、地域との交流に参加する 等）
エリア内の居住者	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市機能がそろっており、日常生活が完結する（15分都市） ● 日常生活を豊かにするような魅力的な場所がたくさんある

【エリアコンセプト】

魅力あるエリアの構成要素



コンセプト設定の考え方

エリア全体を、様々な過ごし方・使い方ができる「キャンパス」ととらえ、魅力的な場所づくりをとおして、新しい新居浜のイメージを創出する

エリアコンセプト



新居浜CAMPUS

- 「子育て世代・子ども」「若者（中高生含む）」「働く人たち」「居住者」を主たるターゲットに、日常と非日常の相乗効果によって、新しい魅力を生み出す街。
- 学校・仕事・生活の中（日常）でふらっと立ち寄り気軽に憩える場、文化活動・自己表現の発信など（非日常）を行う場、それらが重なり・つながることで新たな魅力を創出するエリア。環境、防災を含めた先導的エリアとして生活の質をより良くしまちなか居住を推進する。

4. 市民文化センターの現状と課題

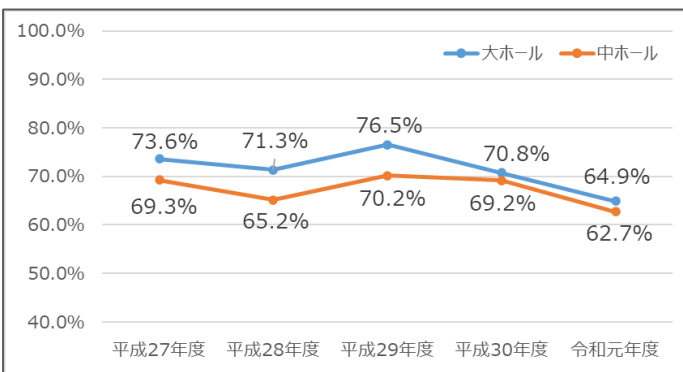
【市民文化センターの概要】

所在地	新居浜市繁本町8番65号	
建築年	本館：昭和37年11月、別館：昭和49年8月	
管理形態	指定管理（公益財団法人 新居浜市文化体育振興事業団）	
構造	鉄筋コンクリート造	
延床面積	本館：5,219㎡（建築面積3,713㎡）、別館：4,620㎡（建築面積2,166㎡）	
駐車台数	170台	
ホール概要	【大ホール概要】 座席数 1,163席 施設面積 1,725㎡ 舞台規模 間口20m×奥行8.6m×高さ8m 舞台形式 プロセニアム	【中ホール概要】 座席数 486席（車いす3席） 施設面積 780㎡ 舞台規模 間口12.4m×奥行9m×高さ6m 舞台形式 プロセニアム

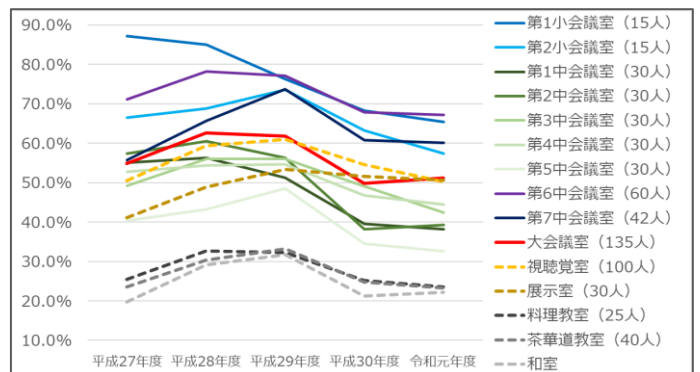
【利用状況】

- 大ホール・中ホールの稼働状況については、**大ホールは7割前後の高い稼働率**となっており、**中ホールも6割以上の稼働率を維持**しています。
- 会議室等の稼働状況については、料理教室・茶華道教室・和室を除き、**5割前後かそれ以上の比較的高い稼働率を維持**しています。
- **大ホールの利用目的は音楽演奏会の割合が高く、全体の4分の1を占めています。**中ホールの利用目的は大ホールと類似していますが、**より多目的に利用されています。**

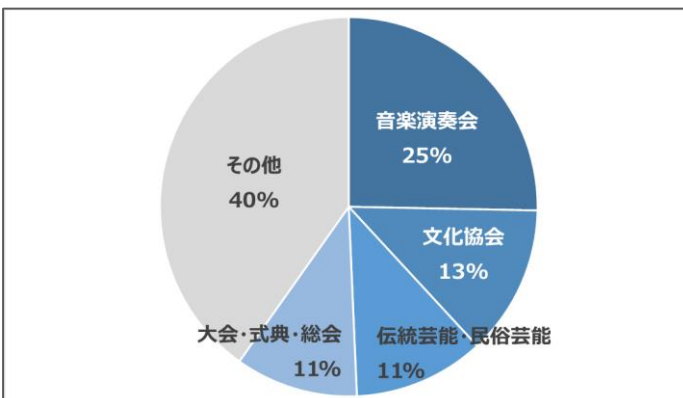
大ホール・中ホールの稼働率の推移



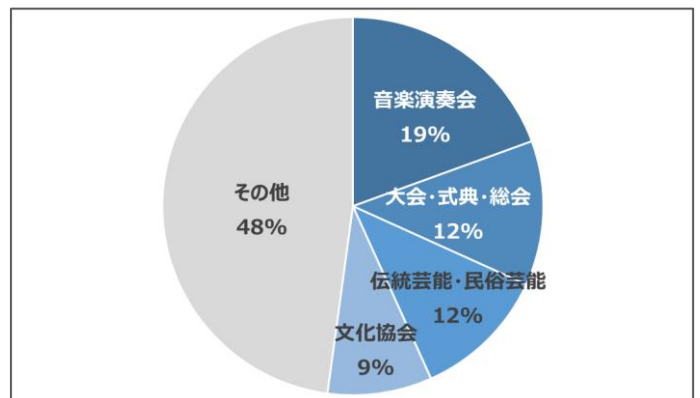
会議室等の稼働率の推移



大ホールの利用目的ごとの割合



中ホールの利用目的ごとの割合



5. 市内外の類似施設の状況

【市内類似施設の状況】

- 類似施設であるあかがねミュージアムの多目的ホール(250席)・展示室・音楽スタジオ、ワクリエ新居浜の音楽スタジオ、文化振興会館の研修室・調理実習室・和室、ウイメンズプラザの多目的ホール(300席程度)・講習室・研修室・調理室、総合科学博物館の多目的ホール(294席)・プラネタリウム等、現在の市民文化センター建設後に新たな整備された施設との機能分担については、今後十分検討するものとします。
- 本市内における市民文化センターの類似施設の概要は以下の通りです。

施設名	概要
あかがねミュージアム (新居浜市総合文化施設 及び新居浜市美術館)	平成27年に開館し、美術館を中心に、多目的ホール、太鼓台ミュージアム、にいまギャラリー（歴史文化の展示や学習）、芸術創作の場であり、作品展示の場となるアート工房などからなる複合施設です。また、駅前に位置する公共公益施設として、市民要望の多いカフェ、ショップ等の機能を持ちます。
ワクリエ新居浜	令和3年6月1日に開館し、北館・南館・若宮食堂・体育館・グラウンドがあり、0才～100才までの4世代型の施設として、新たに誕生しました。イオンなどの商業施設が周辺に集まっており、市民の活動の場として、利用されています。
新居浜市文化振興会館	平成5年に建設され、研修室は茶華道や着物着付など各種団体の定例会等で使用される他、市内在住学生等の合宿研修等、多くの方々に利用されています。また、災害発生時には避難所としても利用されます。
ウイメンズプラザ (新居浜市立女性 総合センター)	平成2年に、女性の社会参加の促進、能力の開発及び女性労働者の福祉の増進を図るための拠点施設として建設されました。多くの女性が集い、共に学び就業生活や家庭生活に必要な情報収集、提供をはじめ健康づくり、知識技能の習得や相談業務などを実施しています。ホールは多目的に運動や講演会等で、講習室等は各種団体や市民サークルの皆さんが趣味や学習の場として利用されています。
愛媛県総合科学博物館	平成6年11月に開館し、多目的ホールは主にピアノの発表会、各種講演会等で使用。また各研修室は、各種団体の会議や研修等で使用され、多くの方々に利用されています。

【市外類似施設の状況】

- 新市民文化センターの整備にあたっては、**近隣市と同規模のホールを整備するのではなく、差別化を図るもの**とします。
- 近隣市の類似施設との関係を見ると、西条市総合文化会館、四国中央市しこちゅ〜ホール、観音寺市民会館はいずれも**大ホールの規模が1,000席から1,200席に集中している**ことがわかります。

施設名	所在地	大ホール席数	施設名	所在地	大ホール席数
西条市総合文化会館	西条市	1,152席	観音寺市民会館	観音寺市	1,200席
西条市丹原文化会館	西条市	892席	多度津町サクラートたどつ	多度津町	1,018席
四国中央市しこちゅ〜ホール	四国中央市	1,007席	坂出市民ホール	坂出市	802席
四国中央市土居文化会館	四国中央市	513席	丸亀市(仮称)みんなの劇場	丸亀市	1,317席 (予定)
今治市公会堂	今治市	1,002席	丸亀市綾歌総合文化会館 アイレックス大ホール	丸亀市	1,086席
愛媛県県民文化会館	松山市	3,000席	高松市文化芸術ホール	高松市	1,500席
松山市民会館	松山市	1,825席	香川県県民ホール	高松市	2,001席
松山市総合コミュニティセンター	松山市	988席			

6. 市民意見・関連団体等の意見

【市民意見・関連団体意見の調査概要】

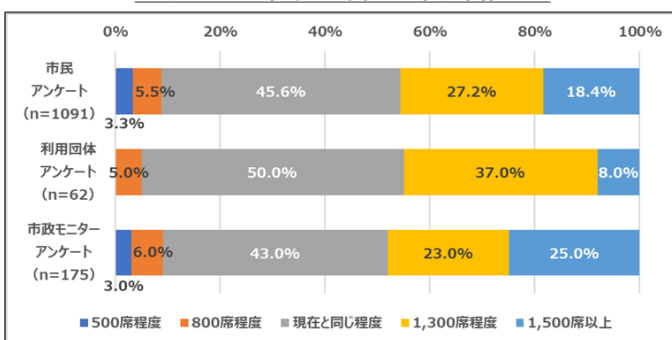
- 市民文化センターの利用状況及び新しく整備する市民文化センターに対する意向等を把握し、基本構想・基本計画検討の基礎資料とするために、**市民意見・関連団体意見の調査を下表の3つの方法で実施しました。**

	市民WEBアンケート	利用団体アンケート	市政モニターアンケート
対象	新居浜市在住者 新居浜市に通勤通学している人	新居浜市内の文化団体	市政モニター (188人、男性91人/女性97人)
方法	WEBアンケート	直接配付・回収アンケート 郵送配付・回答アンケート	郵送・Eメールアンケート
期間	令和4年6月1日から6月20日まで	令和4年5月23日から6月20日まで	令和4年7月1日から7月15日まで
回答数	1,091サンプル	62団体/83団体 回答率74.7%	175人 回答率93.1%

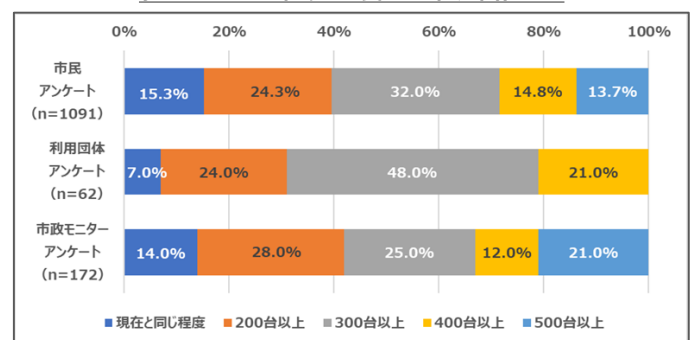
【市民意見・関連団体意見の調査結果】

- 新しい市民文化センターのホールの規模については、いずれの調査においても**現在以上の規模を求める意見**が多く見られました。一方で、現在より小規模でよいとする意見はいずれの調査でも1割未満という結果でした。
- 新しい市民文化センターにおける駐車場の規模については、いずれの調査においても**現在の駐車場より多くの収容台数を求める意見が多く、300台以上を希望する意見が約6割**を占めました。
- 新しい市民文化センターにおいて鑑賞したい演目については、**オーケストラ・吹奏楽、ポップス・ロック・合唱・声楽といった音楽系の演目だけでなく、演劇・ミュージカル、落語・コント・漫才・マジックといった非音楽系の回答**も多くみられました。
- 新しい市民文化センターにおいて、隣接・併設するとよい施設については、いずれの調査においても、**「レストラン・カフェ」「リハーサル室」「練習室」「中ホール」「会議室・研修室」を挙げる回答**が多くみられました。

ホールの規模に関する市民意見・関連団体意見



駐車場の規模に関する市民意見・関連団体意見



観たい・聴きたい演目に関する市民意見・関連団体意見

順位	市民アンケート (n=1091)	利用団体アンケート (n=62)	市政モニターアンケート (n=175)
1位	ポップス・ロック (59.2%)	オーケストラ・吹奏楽 (61.3%)	オーケストラ・吹奏楽 (58.3%)
2位	オーケストラ・吹奏楽 (56.7%)	演劇・ミュージカル (58.1%)	ポップス・ロック (57.1%)
3位	演劇・ミュージカル (51.7%)	歌舞伎・狂言 (43.5%)	演劇・ミュージカル (52.6%)
4位	合唱・声楽 (33.9%)	合唱・声楽 (38.7%)	落語・コント・漫才・マジック (42.9%)
5位	落語・コント・漫才・マジック (33.5%)	和太鼓 (35.5%)	講演会・シンポジウム等 (39.4%)

隣接・併設してほしい施設に関する市民意見・関連団体意見

順位	市民アンケート (n=1091)	利用団体アンケート (n=62)	市政モニターアンケート (n=175)
1位	レストラン・カフェ (62.1%)	中ホール (67.6%)	レストラン・カフェ (64.6%)
2位	リハーサル室 (45.8%)	リハーサル室 (61.3%)	中ホール (44.6%)
3位	練習室 (40.8%)	レストラン・カフェ (54.8%)	リハーサル室 (43.4%)
4位	中ホール (39.5%)	会議室・研修室 (51.6%)	託児室 (37.7%)
5位	会議室・研修室 (35.8%)	練習室 (40.3%)	会議室・研修室 (32.6%)

7. 市民文化センターの整備方針

【市民文化センター整備の方向性】

- これまでの検討を踏まえ、**市民文化センター整備に関する「15の方向性」**を策定しました。

観点	内容
エリアコンセプト の実現	1 ホールを使う人だけでなく、子育て世代をはじめすべての市民が日常的に利用し、おもいおもいの時間を過ごせる場所とする。
	2 子どもや若者が日常的に、または様々な活動を通して何かに出会える場所とする。
	3 家・職場・学校等以外に、多様な活動・交流を生み、世代間交流を促進する場所とする。
	4 新居浜の未来をつくる、まちのシンボル、まちづくりを先導する場所とする。
	5 バリアフリーやユニバーサルデザイン、環境に配慮するとともに、市民の安心・安全を支える場所とする。
市民意見・ 関連団体意見	6 市民の様々な活動を支える拠点、多目的ホールとしての機能を引き続き果たす。
	7 公共ホールとしての規模・機能の強化をとおし、より魅力のある施設として整備することで、質の高い芸術や興行の誘致を可能とする。
	8 近隣他市の施設にはない現施設の強みを活かすため、引き続き会議室等を一定数整備する。
公共施設の 複合化	9 貸館だけでなく、自ら企画し、新しい文化を発信する拠点としても機能する。
	10 中央公園と一体となった憩い、交流の場を創出する。
周辺施設・ 文化芸術団体との 関係性	11 その他生涯学習施設等と連携した活動の場を提供する。
	12 一宮神社等と連動した、中心市街地における緑の拠点としての機能を果たしていく。
	13 学校や企業との連携のハブになる施設・機能を果たしていく。
	14 あかがねミュージアムやワクリエ、文化振興会館、ウイメンズプラザ等の他施設との適切な役割分担・連携を図る。
	15 引き続き、新居浜文化協会をはじめとする文化芸術団体と連携を図りながら、文化の振興を図る。

【市民文化センター整備方針】

- 市民文化センター整備に関する「15の方向性」を踏まえ、**4つの市民文化センター整備方針**を策定しました。

方針1：市民の多様な活動を支える拠点（方向性 1,2,3,6,8,11）

- ホールを中心とした複合施設として、文化活動を中心に、様々な市民ニーズに対応する
- 日常においても、おもいおもいの時間を過ごせる場所、サードプレイスとして機能する

方針2：市民が利用しやすく、質の高い文化・芸術に気軽に触れることができる拠点（方向性 7,9）

- 市の文化振興の中心施設として、市民が質の高い芸術に触れられる機会を提供する
- 新しい文化の発信を積極的に行う文化創造の拠点としても機能する

方針3：まちに開かれた交流と連携の拠点（方向性 1,2,3,10,13,14,15）

- 中央公園との一体性等の特徴を生かし、まちに開かれた施設とすることにより、日常的に様々な人を呼び込む
- 子育て世代をはじめとした多様な世代が集い世代間交流を促進する拠点、学校、企業等様々な主体が連携できる拠点とする
- 他の公共施設との適切な役割分担・連携を図る

方針4：エリアの魅力づくり・まちづくりを先導する拠点（方向性 4,5,12）

- 新居浜の未来をつくるまちのシンボルとして、エリアの魅力向上に寄与する
- バリアフリーやユニバーサルデザイン、環境等の面で、まちづくりを先導する施設とする

8. 市民文化センターに必要な機能

【事業範囲】

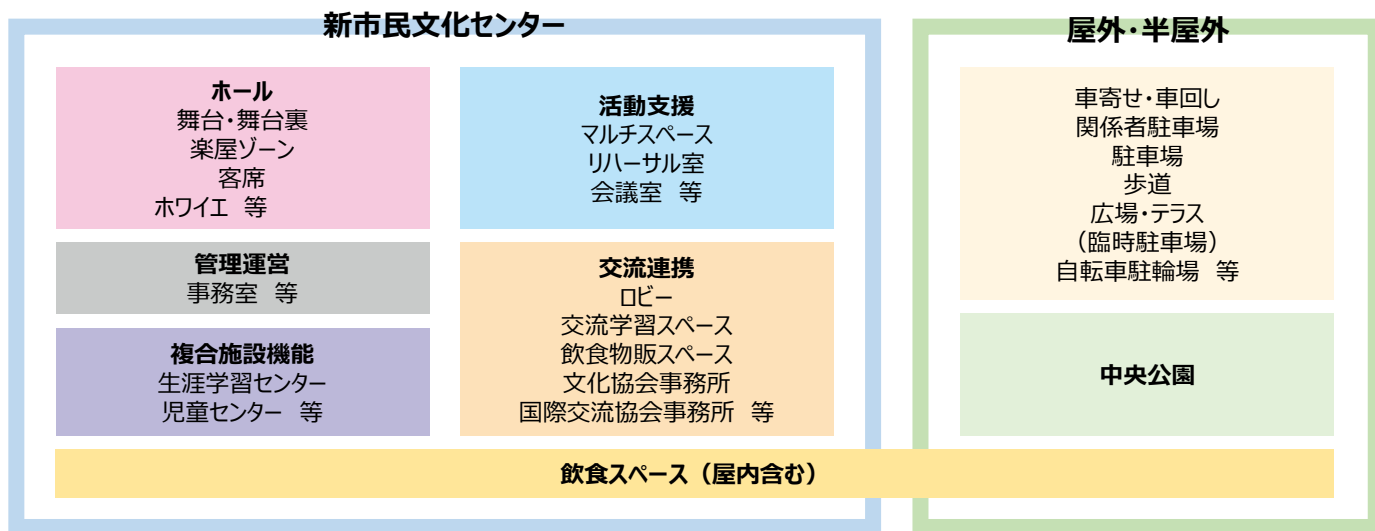
- 新市民文化センターに関する事業範囲は、エリアコンセプトを踏まえ、事業範囲は現在の市民文化センター敷地だけではなく、**中央公園や中央児童センターも含めた右図の範囲**としました。また、敷地の概要は以下の通りです。

面積	約24,800㎡
用途地域	商業地域
容積率／建ぺい率	400％／80％
防火地域	準防火地域
ハザードマップ	国領川洪水時：0.5m未満の浸水危険性
備考	「新居浜一団地の官公庁施設」（6.4ha）の一部であり、指定された区域全体で、容積率60％以上、建ぺい率40％以下とする必要がある。



【施設規模及び構成】

- 新市民文化センターの基本的な機能イメージ（案）は以下のとおりです。



- 大ホールは、市民アンケート結果や近隣市のホールとの差別化を図ること等から、**1,200席から1,500席までの範囲で検討を行う**ものとします。大ホールは多層構造し、1階のみ使用する場合、中ホールとしても活用ができる計画とします。
- 中ホール等に関しては、新市民文化センターでは設けないこととし、代替施設として、**多機能に使えるマルチスペースを設ける**ものとします。
- **施設の規模については基本計画において検討**するものとします。共用できるスペースの検討や市内の他施設との役割分担を考慮することで、延床面積を抑制することを目指します。
- 駐車場の収容台数は、**最低でも300台以上とし、400台以上を確保できるよう検討**するものとします。
- 別館を利用しながら建設できるよう、**ローリング計画を十分検討**します。
- 整備にあたっては、施設利用者の安心・安全及び快適性・利便性、経済効率性、環境配慮、新居浜らしさ等に留意します。
- 学校や企業との連携のハブになる施設、**「Hello! NEW 新居浜CAMPUS」というエリアコンセプトを実現する拠点施設として、従来のホールの機能を備えながら、地域に開かれた魅力を創出する施設**とすることを目指します。

9. 管理・運営

【管理・運営の基本的な考え方】

- これまでの貸館利用を中心とした運営から、**市民や団体とともにさまざまな事業を企画・開催し、発信する運営へと方向性を転換**していきます。また、管理や運営においては、様々な主体と連携しながら、複合化・一体化の効果の最大化を図ります
- 管理・運営の具体的な計画については、本構想の考え方を踏まえて、今後、基本計画や管理・運営計画を策定する過程において、詳細を検討します。

【市民参画・協働のあり方】

- 新市民文化センターが多くの市民に親しまれ、より一層身近な施設となることを目指し、今後、市民参画の関わり方のレベル それに応じた市民参画・協働を推進する仕組みを検討します。

鑑賞者として参加	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設が主催する公演などに鑑賞者として参加する。 ● 「友の会」などの組織に参加し、公演事業を積極的に鑑賞する。
参加型事業への参加	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設の創作事業に出演者やスタッフとして参加する。 ● 講座やワークショップなどの体験型事業に参加する。
施設運営への参加	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設が主体となって実施する事業の補助役として参加し、会場案内、場内アナウンス、個別事業のサポート、写真・ビデオ撮影等のサポートを行う。
事業企画・運営への参加	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設が実施する事業の企画制作に係ったり、市民自らが事業の企画を立て、運営・実践する。（準備組織等がホール運営主体となるケースもある）
事業評価への参加	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設が行う事業や運営内容について、有識者などで組成する評価委員会などに市民も参加し、ホール事業・運営に対する評価を行う。

10. 事業手法

【事業手法の考え方】

- 近年、地方財政を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、財政の健全化が課題となっています。その一方で、市民ニーズは高度化・複雑化が進んでおり、**公共サービスの質の向上と財政負担の低減の達成**が求められています。
- 効果的・効率的な公共施設の整備等を進めるためには、**公共施設の整備等に民間資金、経営能力を活用していくことが重要**です。新市民文化センターの整備、管理・運営において導入する事業手法としては、以下が想定されます。

直営手法	行政が施設整備に必要な資金を調達し、自らが施設全体の設計・建設、維持管理・運営を行う手法
DB・DBO手法	DBは民間事業者が施設の設計、建設を一括して発注する手法（DB Design Buildの略称） DBOは、民間事業者が施設の設計、建設に加えて、維持管理・運営も一括発注を行う手法（DBO Design Build Operateの略称）
PFI手法	公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、PFI法に基づいて実施される手法（PFI Private Finance Initiativeの略称）
指定管理者制度	民間事業者等を指定管理者に指定し、公の施設の利用料金の設定及び収受、使用許可等を含む管理権限を条例に基づき指定管理者に委ねることで、「公の施設」の維持管理・運営について、民間の能力及びノウハウを活用する制度

【財源の確保・スケジュール】

- 立地適正化計画に基づき、都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力向上の取組等に対して、総合的・集中的な支援を行う「都市構造再編集中支援事業」等、**効果的な補助金・交付金制度の活用を検討**します。
- **令和10年度から既存施設の解体を含めた新市民文化センターの整備工事に着手し、令和13年度の供用開始を目標と**します。